

『福島県管内道路分類縮図』

日本に初めて「国道」の名称が登場したのは、今から約 150 年前のことです。明治 9 (1876) 年、太政官達 60 号により道路の種類・等級を規定したのが始まりとされています。そのなかで道路は国道・県道・里道の三種とし、それぞれ三等級に区分され道幅などが定められました。一方で国道の路線は指定されず、したがって現在のような番号の割り当てでもありませんでした。国道が初めて連番制となるのは明治 18 (1885) 年のことで、同時に国道の等級区分は廃止となりました。

明治初期の資料『福島県管内道路分類縮図』は、国道に番号が付与される以前の福島県内を通る国道・県道を示した地図で、当時の主要道路を地図上で辿ることができる資料です。縮尺は 10 万 8 千分の 1、道路上には宿場と各宿場間の距離が示されているほか、主要な山岳、河川が描かれています。他の明治期管内地図と比較すると情報は簡略化されており、タイトルが示す通り道路分類に焦点を当てて作成されたことが推察されます。また、明治 19 (1886) 年に新潟県へ移管となる東蒲原郡が福島県の所属となっていること、明治 21 (1888) 年の磐梯山噴火によって形成される桧原湖が描かれていないことなど、現在とは異なる明治期の福島県の姿が垣間見えるのも、特徴の一つと言えるでしょう。



『福島県管内道路分類縮図』表紙
〔出版者不明〕〔明治初期〕

先に述べた太政官達 60 号では国道について、一等は東京より各開港場に達する道路、二等は東京より伊勢や各鎮台に達する道路、三等は東京より各県庁に達する道路等と定めていました。当時の道路分類については明治 12 (1879) 年発行『福島県管内道路分類等級路線里程』にも記録が残っており、福島県内では次の二路線が国道に該当しました。

■陸羽街道

東京から函館に至る道の一部で、栃木県から白河、矢吹、郡山、二本松、福島を経由して宮城県へ抜ける道路です。改称前は奥州街道とも呼ばれており、明治 12 (1879) 年に国道一等に仮定され、その後明治 18 (1885) 年に国道 6 号、大正 9 (1920) 年に国道 4 号へと改められ現在に至ります。

■山形街道（山形秋田街道）

福島から瀬ノ上、上飯坂、茂庭を経由して、宮城県へ向かう道路です。東京から山形に至る道の一部で国道三等に仮定されており、明治 14 (1881) 年に万世大路が開通するまで福島と山形を結ぶ重要な交通路となっていたようです。

■陸前浜街道

■越後街道

福島縣內道路分縣等統并路線里程表	國道第壹等 從東京 函館へ通	白坂 拾壹丁拾九間四尺	白石 壹里卅五丁五拾五間	小田川 壹里卅二丁八間四尺	矢吹 貳里卅六丁一尺	笠石 壹里二丁四拾四間	須賀川 壹里拾五丁五拾三間	壽山 三里九丁八間五尺	高倉 貳里拾七丁拾六間	本宮 壹里六丁五拾六間五尺	二本松 貳里卅三丁卅二間三尺
國道第叁等 從東京 山形縣へ通	湯野 壹里卅三丁五拾二間	瀨ノ上 壹里拾三丁五拾二間三尺	宮城縣界迄 二里拾八丁卅五間二尺	茂庭 三里五丁八間四尺	合里程七里七丁七間二尺	從福島縣境邊計八里卅丁六間二尺	縣道第壹等 從福島縣 矢城縣へ通	從福島縣境邊計八里卅丁六間二尺	縣道第壹等 從福島縣 矢城縣へ通	從福島縣境邊計八里卅丁六間二尺	縣道第壹等 從福島縣 矢城縣へ通

〈参考文献〉

- ・『道 2』 武部 健一／著 法政大学出版局 2003.11
- ・『道と駅』 木下 良／著 吉川弘文館 2023.10
- ・『ふしぎな国道』 佐藤 健太郎／著 講談社 2014.10
- ・『福島県管内道路分類等級路線里程』 [出版者不明] 1879
- ・『福島県土木史』 福島県建設技術協会 1990.3
- ・『福島県史 第4巻 通史編』 福島県／編 福島県 1971
- ・『福島県史 第15巻 政治1』 福島県／編 福島県 1968
- ・『福島市史 第4巻 近代』 福島市史編纂委員会／編 福島市教育委員会 1974
- ・『「歴史の道」調査報告書 奥州道中』 福島県教育委員会／編 福島県教育委員会 1983.3
- ・『「歴史の道」調査報告書 浜街道』 福島県教育委員会／編 福島県教育委員会 1985.3
- ・『一般国道 49 号 全線完通記念』 建設省東北地方建設局郡山国道工事事務所／企画・編集
建設省東北地方建設局郡山国道工事事務所 1971.10

(地域資料チーム 新妻未菜)